

Space Debris の軍事利用と宇宙平和利用原則

齋 藤 洋

一 問題の所在

二 宇宙法諸条約の解釈と問題点

(一) 条約の規定内容に関する論点

(二) 宇宙平和利用原則の意味

三 意思・機能・状態・管理支配

—— Bin Cheng の例を素材にして ——

(一) 意思について

(二) 機能について

(三) 状態について

(四) 管理支配について

(五) 小括 —— 兵器としての space debris の要件 ——

四 他の国際法規からの類推

(一) 公海条約・国連海洋法条約

(二) 南極条約・月協定

(三) San Remo Manual 等

(四) 小括 —— 兵器としての space debris の設置 ——

五 結語 —— 宇宙平和利用原則と space debris ——

一 問題の所在

宇宙法(Outer Space Law)および国際宇宙法(International Law of Space/Outer Space)のなす space

debrisは従来「宇宙ゴミ」として認識されてきた。もちろん単なるゴミではなく、将来の宇宙活動に多大な損害をもたらす存在として、その取扱や責任の所在などが検討されてきた。^①同時にspace debrisの適切な定義がなく、そのことも当該物に対する宇宙法（もくしは国際宇宙法）上の規制または取扱に関する議論を混乱させる原因にもなっていた。^②

当該物の定義に関しては種々主張されているが、宇宙物体に由来するdebrisの共通要素は、①地球周回軌道またはその外に打ち上げられた人工物体であること、②本来意図された機能またはその後許可された機能を果たすことができない又はそのような機能を回復することが合理的に期待できない物体であること、③管理不可能であること、④その大きさ、状態は無関係であること、である。^③これらから、「地球周回軌道またはその外に打ち上げられた人工物体がその本来意図されたまたは運用開始後許可された機能を果たしておらずかつ当該機能を維持しまたは回復することを合理的に期待できず、管理不能かつ無用になっている場合に、その大きさまたは状態にかかわらずデブリ「debris」と考えられる。」^④という一般的な定義が導き出され、本稿もここから出発することにした。

space debrisに関するこの一般的定義から、debrisはその発生元になった宇宙物体を打ち上げた又は管理している国家（企業が主体でも宇宙法上の国家への責任集中により、ここでは国家と表現する。）のコントロールが効かず、そのすべてを回収することは現実には極めて困難な存在であることが分かる。同時に現在機能している人工衛星を衝突によって故障させたり破壊してしまうこともある。^⑤将来は宇宙機（宇宙往還機など）の進路を塞ぎ、

妨害することも十分に予測できる。そのため無用の存在と考えられてきた。

しかし、このようないわば放置された物体が、その性質ゆえに軍事活動の視点から非常に有用な役割を果たす可能性が生じてきた。それは敵国もしくは仮想敵国の人工衛星に損害を与えたり、地球周回軌道またはその外を通過して飛来するミサイルなどを阻止（破壊）するといった機能である。これらには偶然性という要素が高率で含まれるが、地雷や機雷・水雷にも同様の要素が含まれており、それらは兵器の一種として使用されている。その機能という点に注目すれば、space debrisも地雷などと同様の範疇に属する兵器として認識できるのである。

そこで、space debrisが兵器として認識された場合、兵器としてのdebrisを規制することが可能なのか、という問題が生ずる。換言すれば、宇宙平和利用原則に抵触するか否かである。この問題を検討するには、およそ二通りの方法がある。ひとつは慣習法や実定法の規定および判例・学説に依拠し、現行法制度における規制可能性を探る方法であり、他方は法哲学や法現象学などに基づいて当該問題を考察する方法である。法学における研究は、この両者をもとに含まなければならないと考えられるが、本稿においては前者の方法を中心に当該問題を検討することにし、後者に依拠する検討は別稿で試みることにする。

二 宇宙法諸条約の解釈と問題点

(一) 条約の規定内容に関する論点

兵器と認識される space debris の規制可能性に関して、第一に検討を要するのは宇宙法諸条約である。宇宙法

諸条約は、多数国間条約から二国間条約もしくは交換公文、覚書まで含めると相当な数に昇る。⁽⁷⁾しかし、当該問題を検討するに当たって対象となる条約等は非常に限られてしまい、当該問題を直接対象とした国際文書を見出すことはできない。

関係する内容を有するものとして、例えば「静止軌道を律する一般原則案」⁽⁸⁾では、第一原則として「静止軌道は専ら平和利用のため及び全人類のために利用されるものとする。」とし、一九八九年のCOPUOS作業部会第一回会合で配布された「非作業文書に含まれた五つの一般的な見解」⁽⁹⁾では、「静止軌道は、国際協力及び理解を促進することによって、すべての人類の利益のためにもっぱら平和目的で利用されるものとする。」と定めている。また古くは一九五九年の「宇宙空間の平和利用に関する国際的な協力」と題する国際連合総会決議一四七二号⁽¹⁰⁾や「宇宙空間の探査と利用における国家活動を律する法原則に関する宣言」でも宇宙空間の平和利用を謳っている。⁽¹¹⁾

これらの規定や宣言の内容は、その制定過程および内容から、宇宙条約⁽¹²⁾に結実し、かつ依拠していることが分かる。同条約第四条一項は次のように規定する。「条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する」。これが同条二項（天体に関する規定）とともに、宇宙平和利用原則と呼ばれている内容である。⁽¹³⁾

space debrisを兵器として認識した場合、この宇宙平和利用原則に当該物が抵触するか否かが最重要論点と考えられる。以下、この点を中心に検討するが、国内法上の問題であるならば、関係する場所の所属が明確になる

ので、土地所有権者とその使用者または管理者などが特定され権利義務関係もしくは法律関係として法論理が展開され得るが、宇宙空間はいずれこの国家にも所属することのない空間なので（宇宙条約第二条・領有禁止原則）、簡単に国内法からの類推を許さない点があり、当該問題解決を困難にしている一因である。

（二）宇宙平和利用原則の意味

宇宙平和利用原則に関してその意味内容が大きく分かれたのは、いわゆる東西冷戦を背景とする当時のソ連と米国の見解の相違を原因とする。それを龍澤『宇宙法システム』¹³はソ連の非軍事説と米国の非侵略説に分類し、次のように述べている。

非軍事説では、「いかなる配置型であっても、宇宙兵器は、対ミサイル防御または対衛星防御の目的でも、また大気圏のまたは地上の目標を攻撃するためであっても、作成され、試験されまたは展開されてはならない。宇宙空間でのまたは宇宙空間から地上に対する武力の使用ならびに地上からの宇宙物体に対する武力の使用は永久に禁止されなければならない。」といい、その根拠を、第一に宇宙条約作成時に参照された南極条約における「平和非軍事」に、第二に侵略行為は国連憲章でも禁止されており宇宙条約第三条（国際法の遵守）に基づいて宇宙空間にも適用されるので「平和的非侵略的」という解釈は誤っていること、第三に原子力問題における平和利用の意味を米国自身が非侵略的と解釈していないこと、に求めている。¹⁴ それに対して非侵略説は、「いずれにしても、宇宙空間の軍事的利用と非軍事的な利用の間にはいかなる実施可能な境界線もない」、また「平和目的には国家安

全保障を遂行するうえでの活動も含」み、「平和目的は、国家安全保障上およびその他の目標を目指した防衛および諜報関連活動を容認する。」といい、その根拠を、第一に軍関係機関が宇宙活動に関係している現実から平和的という語を非軍事的と解釈すれば実際の宇宙活動が不可能になること、第二に現行国際法は月等の天体を除いて宇宙空間の軍事目的での利用を禁止しておらず、国連憲章では自衛権を認めており、自衛権は場所的に限定されることなく各国は宇宙空間を利用した自己防衛の権利を有すること、第三に宇宙条約第一条（基本原則）から平和的という語の法的意味を導き出すのは、各国家の利益に基づいてしまうゆえに不可能であること、に求めている。¹⁵

この二つの学説を、実際の宇宙活動を念頭におき、また「侵略の定義に関する決議」¹⁶をもって比較検討すると、非侵略説のほうに分があると考えられる。

これらの両説に対して、McDougalたちは、現在のみならず近い将来においても「軍事」と「非軍事」、「平和的」と「非平和的」、「科学的」と「非科学的」な宇宙空間における諸活動の間に容易かつ明瞭な区別を設定することは、諸要因によって困難であろう、¹⁷と述べる。また Bin Cheng は、一般国際法及び宇宙条約第四条一項のもとは国家は核兵器や大量破壊兵器の設置を除いて軍事目的のための宇宙空間全域を使用することができる、¹⁸としながらも、同条二項と併せて、軍事的か否かは機能的なものである、¹⁹と指摘している。その他にも綿密かつ広範な検討を加えた研究もあり、²⁰非軍事説と非侵略説との単純な対立だけでなく、むしろ明確に区別できないとする見解が主張されている。

これらの学説や見解は大いに評価に値するものであるが、本稿における問題意識にとっては十分な回答を与えるものではないといえよう。なぜならば、これらが対象としている物体および活動は、最初から明らかに兵器であり、またいわゆる軍事活動（侵略的か非侵略的かは別として）と認識できるからである。しかしここで取り上げている space debris は、最初の段階では単純に危険なゴミと認識されていたが、そのゴミがすでに宇宙空間に存在している状態に対して国家の意識が変化し、ゴミを兵器として使用するという明確な意思が後から生まれたのである。言い換えれば、宇宙平和利用原則に反する存在でなかった物が、意思の変化に基づいて同原則に違反する兵器として認定され得るか、ということである。もしそれが可能ならば、責任の問題も生ずるといえよう。

三 意思・機能・状態・管理支配——Bin Cheng の例を素材にして——

これまで諸見解を見てきたが、その中で兵器としての space debris を考察する上で Bin Cheng の見解に注目したい。それは彼の見解が機能を重視しながらも、他の要素を含む次のような例を挙げているからである。少々長くなるが引用する。

「一九一四年九月の間、パリにおいて個人所有かつ営業用のタクシー「複数」は、決して軍事機器[military materials]ではなかった。しかし当該タクシーがパリの軍司令官に徴用され、襲来中のドイツ軍と接触・撃退するためのフランス軍予備隊を運送するために使用されたときには、当該タクシーは軍事機器となり、それらの所有者に返還されるまでそのまゝの状態「軍事機器」であった。また米国の大統領であり米軍の最高司令官にワシ

ントンにての使用のために割り当てられた米国の自動車は、決して軍事機器ではない。しかし同じ自動車がフランスまたはベルギーにおける前線に送られ、同じ大統領「米軍最高司令官」に使用されたならば、その自動車は、そのこと自体に軍事的性質を有するものとして、軍の軍事設備「military equipment」の一部になったであろう。⁽²¹⁾そして、もし同じ自動車が南極または月面で科学調査のために使用されたなら、たとえ軍に属していても「軍事的性格を有する」ことにはならないであろう。⁽²²⁾

この Bin Cheng の示した例は、いわゆる機能に基づいて軍事機器に該当するか否かを判断する例と考えられてきた。しかしこの例を熟読すると単に機能に関して述べているだけでなく、他の要素も含まれていることが分かる。それは①当該物を軍事目的で使用しようとする意思、②当該物が軍事目的に使用できるといふ機能、③当該物が使用される状態、④当該物を軍事機器として管理支配またはコントロールできること（管理支配）、である。space debris を兵器として認識した場合、意思の問題だけでなくこれら四点を検討したうえで、宇宙平和利用原則との関係を考えなければならぬといえよう。

(一) 意思について

意思は、一般的には故意・過失に区分し、前者が後者よりも重い責任を有する。しかし原子力や宇宙開発などの巨大科学技術の原因とする事故の損害の大きさを考慮して、無過失責任主義や危険責任主義なども導入されている。⁽²³⁾意思の有無および問題発生分野ならびに損害の規模に基づいて、責任の有無が決定される制度を各国とも

採用している。space debrisに関しても、当初はゴミと考えていたが、後に兵器（軍事機器）として使用するという意思が生ずれば、そこに意思の存在を認めることができる。法論理上は基本的には意思の有無によって責任の程度が決定されるが、機能・状態にも関連するが、例えば国内刑法では未必の故意や違法性阻却の場合もあるので、意思の有無だけで単純に判断することはできないとも言える。

（二）機能について

機能について、先述の例では、タクシーとして通常の営業に供されている場合には軍事機器ではないが、フランス軍予備隊を運送するために使用されたときには軍事機器になるといえる。ここにはタクシーが使用された目的の相違以外に、タクシーが軍予備隊を運送することができる機器であるという前提がある。もし乳母車や子供用三輪車であったならば軍予備隊の運搬という目的にとっては役に立たない機器となる。そうであれば例え乳母車や子供用三輪車が軍に属していても、軍予備隊の運搬に関しては軍事機器にはならないといえよう。したがってある機器が軍事機器か否かの判断のひとつに、当該機器が予定された軍事目的を達成する機能を有しているか否かが示される。space debrisの場合は、宇宙物体と衝突すれば当該物体に破壊を含む多大な損害を与えることができると考えられるので、地雷や機雷のような性質の機能を有しているといえよう。その意味でspace debrisは軍事機器と認定できる。

(三) 状態について

状態について、例で示されている米国の自動車は、武力紛争（戦争）状態に投入されたゆえに軍事機器となった。同じ自動車が平和な状態（南極や月面での科学調査）に投入されれば、たとえ軍に属する自動車でも軍事機器とはみなされない。このことは、先述の機能を有するということが前提となるが、同じ機能を有するものでも、それが置かれている状態もしくは状況によって軍事機器または武器と認定されることを示している。では space debris の置かれている状況は戦争の状態といえるのであろうか。

戦争概念については従来から、武力闘争説（革命説）、行為説、行為集合説、状態説などがあった。武力闘争説（革命説）は国家間の武力闘争を戦争と定義し、戦争を法の枠外（extra-legal）の問題として捉えるものである。行為説は戦争を全体として国家の行為と捉え、行為集合説は個々の戦闘行為の集合を戦争と考える。状態説は戦争を特別の国際法規が妥当する「戦争状態」と理解する。そこには交戦法規・中立法規が適用され、明示または黙示の戦争意思の表明を要件とする⁽²⁴⁾。これらには一長一短があり、結局は分析の視点・立場の相違によって異なるものといえよう⁽²⁵⁾。しかし同時に、第二次世界大戦後の国際社会は、いわゆる侵略戦争違法法観⁽²⁶⁾によって戦争状態という観念そのものが最早妥当するものではなくなった⁽²⁷⁾とも言われている。

そうなるも軍事目的のための機能を有する機器が置かれた状態が、戦争状態であるか否かは容易に決定できないことが分かる。space debris が単に宇宙空間を漂っているだけの状態であるならば、そして飛来するミサイルを破壊するようなことでもなければ、space debris が戦争状態に投入されているかどうかを客観的に認識・判断

することはできない。

(四) 管理支配について

管理支配について、例におけるタクシーおよび自動車は、それを軍事目的で使用する意思を有した者(軍)の管理支配下にあり、軍は自己の意思で破壊から使用および返還まで自由かつ完全に当該物をコントロールできた。そうなる和管理支配が当該物を軍事機器と認定する基準になるのであろうか。直接的でも間接的でも自己が管理支配できないものを何らかの目的のために使用することは、一般には不可能である。

しかし space debris を見ると、それが容易に回収できなかった理由として、各国がそれらを管理支配できていないという現実がある。同時に管理支配できていなくても、space debris が宇宙空間に存在しているだけで、偶然性の要素はあるが、一種の兵器として機能し得る。そうすると、管理支配が軍事機器と判断する際の決定的な基準となるか否かは不明であることが分かる。

(五) 小括——兵器としての space debris の要件——

東 洋 法 学

これまでの検討から、space debris を兵器として認定しようとする場合、意思・機能・状態・管理支配の要素が必要である。しかしどれも単独で判断基準もしくは要件に成り得るものではなく、またそれぞれの存在を明確に把握することもできない。

しかし、これらの諸要素が必要でないと断言することは不可能である。これらの要素のいくつかが確認できれば、兵器としての判断基準になるかといえば、やはりそれも無理であろう。そうなるに敢えて判断基準の要件を示すとすれば、意思・機能・状態・管理支配のすべての存在が明らかに確認されたならば、当該物を軍事機器と認めることができると考えられる。

四 他の国際法規からの類推

兵器としての space debris を考察するに当たって、機能や使用状況などに関して参考となる他の国際法規を見ることがある。なぜならば、space debris をはじめとする他の事項も、結局は人間もしくは国家の行為の結果であり、そこに用いられる法理論や社会全体の流れ、思想的土台は共通すると考えられるからである。そこで以下に、公海条約・国連海洋法条約・南極条約・月協定並びに San Remo Manual・地雷禁止条約等を取り上げる。

(一) 公海条約・国連海洋法条約

space debris がいかなる国の領有権も禁止されている公域たる宇宙空間という場にあることから、同様の法的地位を有する公海についてみてみよう。公海条約 (Convention on the High Seas) / 一九五八年ジュネーブで採択、一九六二年発効) は、「公海は、すべての国民に開放されているので、いかなる国も、公海のいずれかの部分をその主権の下におくことを有効に主張することができない。」(第二条一項) とし、航行の自由や漁獲の自由な

どの「公海の自由」を規定している。その一方で同条二項で当該自由は「すべての国により、公海の自由を行使する他国の利益に合理的な考慮を払って、行使されなければならない。」と定めることで、当該自由に規制を設けている。

国連海洋法条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea / 一九八二年国連海洋法会議採択、一九九四年発効) の第八十九条は「いかなる国も、公海のいずれかの部分をその主権の下におくことを有効に主張することができない。」として、公海の公域性を定め、第八十七条一項は、「公海は、……すべて国に開放される。公海の自由は、この条約及び国際法の他の規則に定める条件に従って行使される。」と規定し、同条二項で「一項に規定する」自由は、すべての国により、公海の自由を行使する他の国の利益……に妥当な考慮を払って行使されなければならない。」と「公海の自由」に規制を設定している。

両条約とも公海の自由に対しては、他国の利益に対する合理的な又は妥当な考慮を払わなければならない、という点で一致している。この合理的配慮または妥当な配慮を払っていれば、他国の公海使用の利益に対して損害を与えたとしても、適法な公海使用の自由と認められ、免責される。⁽²⁸⁾

また国連海洋法条約では第八十八条で、「公海は、平和的目的のために利用されるものとする。」と規定する。これは、公海において軍事演習や兵器実験をはじめ武力紛争または軍事行動の実施がすべて当然に禁止されていることを表した規定ではない。公海における兵器実験と軍事演習は公海条約第二条二項の規定内容からも、「伝統的に国際法の一般原則により承認されてきた公海の自由に含まれてきたのであり」、「国連海洋法条約でも基本的

に変わっていない」のであり、これも「合理的考慮」の範疇に属するのである。⁽²⁹⁾ 国連海洋法条約の制定過程は冷戦時代に当たり、当時の米ソは「核兵器抑止のための安定と均衡を維持し偶発戦争防止のための信頼醸成装置を整えるなど、軍備管理の政策の一環として、その主力兵器を陸上から海上に移し、潜水艦発射の弾道ミサイル(SLBM)や巡航ミサイル(SLCM)を公海に配備してきた。」⁽³⁰⁾ という事態を受けて、同条約は第三〇一条において武力による威嚇または武力の行使を、「国際連合憲章に規定する国際法の諸原則と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」と規定した。これは、平時の戦略上の抑止任務や交戦行動に到らない程度の海軍力による威圧など、海軍国の公海での安全保障上の利益を保護することになったゆえに、自衛権の行使またはその準備として一切の海軍力の活動を適法として容認していることを意味している。⁽³¹⁾

このように国際公域である公海においては、一定の条件の下で、軍事活動が認められている。しかし、ここで容認される行為または活動の中に水雷または機雷の設置が含まれていると解釈するには無理がある。国連海洋法条約では国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に一致することを求められている。したがって水雷(機雷)を領海に設置することは、自衛権の行使と理解できるが、国際公域である公海に水雷(機雷)を設置することは、国連憲章の目的(第一条)である国際の平和と安全の維持に反することになる。一般の軍事演習については、演習に使用された公海は演習終了後、通常の軍事的性質を全く有することのない海域に戻る。しかし、水雷(機雷)の設置は、軍事演習が終了し、軍などがその場を離れた後でも当該海域に残存し続け、一般の船舶にとって回避しなければならぬ海域となってしまう。このような状況は、偶発的戦争を発生させることになり、国連

憲章の目的と相反することになる。ゆえに軍事演習は適法であっても、水雷または機雷の設置と残存は違法と考
えられる。

(二) 南極条約・月協定

公海と同じ国際公域である南極に関して南極条約 (The Antarctic Treaty) 一九六一年発効) は、①全ての国
に開放される、②平和目的で使用される、③自由かつ開放的な科学研究、を原則または規範として定めている。⁽³²⁾
南極条約に定められた平和目的 (peaceful purposes) の内容は、軍縮条約など、その後に関し多くの条約に影響
を与えてきた。

しかし南極条約における平和目的の概念は、多義的である。厳しい自然環境下での科学調査を遂行するため
は、軍の協力を一般的には必要とする場合が多く、そのため、平和という意味を軍の要員および備品さえも用い
ないことを意味する完全な非軍事化 (non-militarization) とはいい難い状況にあり、実際にはそのような「完全
な非軍事化又は非武装化は、本来、極めて困難であった」⁽³³⁾。しかし同条約第一条一項で「軍事基地及び防備施設の
設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。」と規定し
ていることから、「南極を非軍事的な場所として維持する意図が具体化されている」⁽³⁴⁾といえよう。

この第一条一項で注目されるのが、「防備施設の設置」が特に禁止されていることである。換言すれば、ここに
いう「防備施設」に地雷 (または水雷) が含まれるかどうかである。兵器は使用方法によっては攻撃兵器にも防

衛兵器にもなり得るが、地雷は一般的には積極的に攻撃するものではなく、むしろ防衛的性質を有する兵器である。害敵手段を定めている陸戦法規慣例規則第二十二条は、「交戦者ハ、害敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス。」として、第二十三条一項で特に禁止される事項として「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」と定めている。害敵手段についてさえも当該内容が定められており、これを基に地雷を考慮するならば、今日における地雷は不必要な苦痛を与える兵器であるので、その設置・使用は当該規定に反すると考えられる。条約の趣旨および文言からも施設の意味に含まれると解釈せられよう。

したがって南極条約にいう防衛施設にも地雷は含まれると解釈するのが妥当であろう。

月およびその他の天体（地球を除く）も国際公域である。いわゆる月協定は、第二条で国際法の遵守を規定し、第三条で平和利用を定めている。同条四では月面上に軍事基地、軍事施設、防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は禁止することを定めている。これは南極条約第一条一項と同じ規定である。しかし米国は、先述のように、この平和目的を非軍事的ではなく非侵略的と解釈している。³⁵これは、南極の場合は、地球上のほぼすべての国々が利用しようとする意思の下で何らかの活動を行ない得る地域であるが、月面を利用し得る技術力と能力を有する国家は、現在、米国をはじめとして極めて少数に限られており、特に米国の力量が群を抜いているという現実から、自国有利の解釈を行なっていると考えられる。³⁷もし相当数の国家が月面利用をなし得る事態になったならば、やはり南極条約における解釈と同様になるのではないだろうか。

(ii) San Remo Manual (1994) 等

まず自動触発海底水雷の敷設に関する条約 (Convention relative a la pose de mines sous-marines automatiques de contact / 一九一〇年発効) では、第一条で①敷設者の管理を離れた後一時間以内に無害となる装置を有しない無繫維の自動触発機雷、②繫維を離れた後に直ちに無害とならない繫維自動触発機雷、③命中しない場合に直ちに無害とならない魚形水雷、を禁止すると定めている。しかし、ここで禁止されているのは、商業上の公海を遮断する目的での敷設であり、軍事目的での敷設は許されている (第二条)⁽³⁸⁾ のである。これは、この条約が第二次世界大戦前の時代背景を基に締結されたことに起因している。

戦後同じように水雷 (機雷) を扱ったサンレモ・マニュアル (San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea, 1994) は国連憲章の趣旨を考慮したうえで、⁽³⁹⁾ パラグラフ十二 (b) にて「攻撃 (attack)』とは攻勢であらうと防御であらうとを問わず、暴力行為 (an act of violence) を意味する。」⁽⁴⁰⁾ と規定する。したがって例えば機雷敷設のような戦術的には防御的とみなされることがある行為も、人道法の適用上は、「攻撃」である。⁽⁴¹⁾ また本マニュアルは特に「機雷」 (Mines) の項を設け (パラグラフ八十一・九十二) 具体的に規定している。ここでいう機雷は「機雷とは、船舶に損害を与えもしくは沈める意図をもって、または、ある海域に船舶が侵入するのを阻止する意図をもって、海中、海底またはその地下に敷設される爆発装置である。」と定義している。⁽⁴²⁾ としてパラグラフ八十二において、浮遊機雷 (free-floating mines) の使用に関して、(a) 軍事目標に対して指向され、かつ (cmd) (b) 当該機雷に対する管理が失われた後一時間以内に無害となる、以上

の場合を除くほかは浮遊機雷の使用は禁止する、と定めている。パラグラフ八十一では、右記のパラグラフ八十二の規定を侵害することなく、紛争当事国は、機雷が取り付けを離れるか、または機雷に対する管理が別の状況で失われるとき、有効な無力化が生じない限り (unless effective neutralisation occurs)、⁽⁴³⁾ 機雷を敷設してはならない、と規定している。ここでは機雷は兵器として認定されており、その管理支配の有無が重要な要素になっ⁽⁴⁴⁾ていることが分かる。

陸上に関しては対人地雷禁止条約が、特に児童を含む無防備かつ罪のない一般市民が対人地雷の犠牲になっ⁽⁴⁵⁾ていることに鑑みて締結された。同条約は第二条で地雷の定義を示し、第一条では各締約国の一般的義務として、対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止並びに廃棄を定めている。特にその使用については「いかなる場合にも行わない」と明確に規定している。また特定通常兵器使用禁止制限条約は、⁽⁴⁶⁾改正議定書IIにおいて地雷、ブービー・トラップ、その他の類似の装置を復仇として又は無差別に使用することを禁止している。⁽⁴⁷⁾これらの規定から、対人地雷は廃止の方向にあることは明瞭であり、使用（敷設）も違法となることが分かる。

(四) 小括——兵器としての space debris の設置——

これまで兵器としての space debris を考察するために、宇宙空間と同様の法的地位を付与されている公海、南極、天体（月）に関する国際法規と、機能の面から水雷、機雷、地雷に関する国際法規を概観してきた。その結果、国際公域においては、各公域の歴史性、すなわち各国にとってどれほど長く使用対象となってきたか、また

は当該地域を実際に使用し得る能力を有するか否かという点において、軍事演習が許されるもしくは許されると解釈されている地域から禁止されている地域までの広がりを見せている。しかし全体の流れから概観すると、各国が当該地域を利用可能になれば、それらの行為は制限の方向に向かうといえよう。

また、水雷や機雷、地雷という兵器の設置については、設置自体が禁止されていると解釈される公域から設置を認められているところまである。しかし、特に第二次世界大戦後の傾向として、当該兵器に対する管理支配の有無が大きな比重を占めていることが明らかになった。当該兵器を使用するには、確実な管理支配が行なわれなければならないことである。

これらのことから兵器としての space debris を宇宙空間に設置することは、現段階では法的には決して不可能ではないが、それができるのは、当該物に対する管理支配が確実に存在する場合であることが明らかとなった。

五 結語——宇宙平和利用原則と space debris ——

本稿をまとめるにあたって、第一に space debris は兵器として認定することができるか、第二に宇宙空間の「平和」の意味が非軍事説、非侵略説、その他の説のいずれになるのか、第三に前記二点のまとめとして、space debris と宇宙平和利用原則との関係を論じなければならない。

第一点に関して、意思・機能・状態・管理支配を検討すると、意思の有無は重要な要素であるが、それだけでは判断基準にならない。特に space debris のような当初兵器として使用する意思の無かった存在に対して後に当

該意思が生じたとしても、それを確認する手段・方法が現在無いことから、意思の表明の無いところから space debris を地雷や機雷と同様の防衛的性質の兵器と認定することは極めて困難である。機能の点について、当該物が目的を達成するための機能を有していることが重要であり、space debris は浮遊機雷のような性質と機能を有する存在なので、space debris は兵器としての機能を有すると考えられる。次に状態については、前記のように諸説があり、現在通説が無いように思われる。しかし第二次世界大戦後の国際社会は侵略戦争違法観を思想的土台とし、国連などでその現実化を図っていると同理解できるので、基本は平和な状態と考えられる。したがって space debris が置かれた状態はいわゆる戦時ではないといえよう。最後に管理支配についてであるが、兵器を設置するには管理支配が条件であった。換言すれば、非人道的でないことを条件に、管理支配ができて初めて合法的な兵器と認定されるということである。この意味では、space debris は管理支配できない状態にある。したがって space debris を兵器として使用しようと考へても、管理支配ができない以上、合法的な兵器とみなされないことになる。しかし違法な兵器であっても兵器であることには代わりない。これは違法な兵器が宇宙空間を浮遊していることを意味する。

次に第二点に関して、南極などの例からも分かるように、当該地域においてある程度の活動を行ない得る国家とそうでない国家との立場の相違が、非侵略と非軍事の相違になって現れているといえよう。もし地球上の国家が宇宙空間における諸活動を行なう能力を有するならば、宇宙条約などの趣旨から非軍事ということになるであろう。この場合の非軍事とは、軍関係者が参加していても実際の軍事活動に「直接」関係しなければ軍事とは

ならないという意味である。しかしこれは遠い将来の予想であり、現段階では宇宙空間を利用するに当たって米
国という圧倒的な力量を有する国家があり、そこが主導権をとって民生用宇宙ステーションなどの宇宙法制度を
作り上げている現実を考えると、⁴⁸そして法論理は現実から懸け離れてはいけなないので、非侵略説が優位を占める
と考えられる。もちろん宇宙活動を軍事・非軍事などと明瞭に区分することは困難であるという見解も十分に説
得力があり、魅力的ではあるが、それを採用すると宇宙平和利用原則の規定そのものが意味を成さなくなる可能
性が出てくる。したがって、ここでは非侵略説をとることにする。

最後に第三点（まとめ）であるが、宇宙平和利用原則が非侵略説を採るならば、宇宙空間の軍事利用は許され
ることになる。次に軍事利用の範囲内で space debris を浮遊機雷のような防衛的性質の兵器としてその利用を合
法的に認めることができるか、についてであるが、space debris を兵器として認定するには、意思・機能・状態・
管理支配の四要件のうち管理支配が確立していなければ、他の三要件がそろっても合法的な軍事機器（兵器）と
みなすことはできない。したがって space debris は宇宙平和利用原則に抵触しない軍事機器（兵器）ではないの
で、国家は space debris を明示的な意思表示のもとに兵器として利用することはできないことになる。

一方、現実に space debris は宇宙空間を浮遊しているのので、それを軍事機器（兵器）として利用しようとする
意思を有する国家にとっては、実際に兵器として使用できる状態にある。しかし当該国家が space debris を兵器
として使用する意思を明示したならば、管理支配できない兵器を浮遊させていることになり、これは諸国際法規
から類推すれば違法行為となる。当該国家は space debris を管理支配下に置かない限り国際責任（国家責任）を

取らねばならずまた戦争犯罪を犯したと非難される可能性も出てくる。したがってこのような場合には、当該国家は兵器としての使用の意思を有しつつも、決してそれを明示しないと考えられるので、客観的には宇宙ゴミとして扱われることになるといえよう。

以上の考察から、明示された意思表示の下での軍事機器（兵器）としての space debris の存在および利用は国際法上の違法（宇宙平和利用原則違反）を構成する。また敢えて兵器として使用する場合でも、違法性を免れるためには国際法上は従来通り宇宙ゴミとして扱わなければならないことが明らかとなったのである。

- (1) Glenn Reynolds and Robert Merges, *Outer Space : Problems of Law and Policy*, Westview Press, 1997, p.207.
- (2) *Ibid.*, pp.209～210.
- (3) 龍澤邦彦『宇宙法システム——宇宙開発のための法制度——』（丸善プラネット、二〇〇〇年）八十七頁。
- (4) 龍澤、同書、八十八頁。
- (5) Dorinda G. Dalmeijer and Kosta Tsipis, ed., *Heaven and Earth : Civilian Uses of Near-Earth Space*, Martinus Nijhoff, 1997, pp.135～137
- (6) 高井晉「宇宙の開発利用と安全保障」宇宙開発利用制度研究会『宇宙と法』（C.S.P.Japan、一九九〇年）所収、一九一～一九六頁参照のこと。
- (7) 龍澤邦彦監修『原典宇宙法』（丸善プラネット、一九九九年）参照のこと。なお本稿における条約等の名称・条文の邦訳は特別に表示がない限り同書に依拠する。なお筆者（齋藤）も翻訳者として同書に参加している。
- (8) 一九八四年三月二十九日の COPUOS 法律小委員会におけるコロンビア、エクアドル、インドネシア、ケニアの作業文書 A/AC.105/C.2/L.147. 龍澤『原典宇宙法』四五六頁。

- (9) 龍澤、同書、四五七頁。
- (10) 前者は一九五九年十二月十二日第十四回国連総会採択決議で後者は一九六三年十二月十三日第十八回国連総会採択決議一九六二号である。龍澤、同書、六十一―六十四頁。
- (11) 宇宙条約は通称であり正式には「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(Treaty of Principles governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies)一九六六年十二月十三日第二十一回国連総会採択決議二二三三号、一九六七年十月十日発効)と云ふ。Ian Brownlie, ed., *Basic Documents in International Law*, 3d, ed., Oxford, 1985, pp.204~211.その成立過程は次を参照せよ。Bin Cheng, *Studies in International Space Law*, Clarendon Press, 1997, pp.215~226.
- (12) 中村恵「宇宙法の体系」国際法学会編『陸・空・宇宙』日本と国際法の二〇〇年第二巻(三省堂、二〇〇一年)所収、一九六頁。
- (13) 龍澤、前掲(3)。
- (14) 龍澤、同書、一〇二―一〇三頁。
- (15) 龍澤、同書、一〇三―一〇四頁。
- (16) “Definition of Aggression”(一九七四年十二月十四日第二十九回国連総会決議三三二四号)。
- (17) Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell, Ivan A. Vlasic, *Law and Public Order in Space*, Yale Univ. Press, 1964, p.388.
- (18) Bin Cheng, *op. cit.*, in n. 11 above, p. 518.
- (19) *Ibid.*, p.519.
- (20) 例えば龍澤教授は「共同利益の原則」及び「国際協力の原則」も合わせて法解釈をすべきことを指摘し、宇宙空間における軍縮の必要性を主張している。龍澤、前掲(3)、一〇九―一一三頁。同『宇宙法上の国際協力と商業化』(興仁舎、一九九三年)参照。See Dallmeyer and Tsipis, *op. cit.*, in n. 5 above, pp.235~260.
- (21) Bin Cheng, *op. cit.*, in n. 11 above, p.519.
- (22) *Ibid.*, p.519.

- (23) 山本草二『国際法における危険責任主義』(東京大学出版会、一九八二年)三〇三～三六頁。
- (24) 村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠『現代国際法の指標』(有斐閣、一九九四年)二六六～二八八頁。杉原高嶺「近代国際法の法規範性に関する一考察——戦争の位置づけとの関係において——」山手治之・香西茂編集代表『国際社会の法構造——その歴史と現状——』上巻(東信堂、二〇〇三年)所収、八十九～一二六頁。
- (25) 村瀬ほか、前掲(24)、二六八頁。
- (26) See Louis Henkin, *International Law: Politics and Values*, Martinus Nijhoff, 1995, pp.110~120. Georg Schwarzenberger, *International Law and Order*, Stevens, 1971, pp.161~184.
- (27) 村瀬ほか、前掲(24)、二六九頁。だからとらって交戦法規の意味がまったく消滅したわけではない。実際に武力紛争が生じており、そこには一定のルールは必要なのである。See L.C.Green, *The Contemporary Law of Armed Conflict*, Manchester Univ. Press, 1993, pp.1~17.
- (28) 山本草二『海洋法』(三省堂、一九九二年)一〇三頁。
- (29) 山本、同書、二五五頁。
- (30) 山本、同書、二五五頁。斎藤直樹『現代国際政治史・上』(北樹出版、二〇〇二年)一七七～三〇八頁。同『現代国際政治史・下』(北樹出版、二〇〇二年)三二〇～四五二頁。
- (31) 山本、前掲(28)、二五五～二五六頁。
- (32) Larry Martines, "International Law and the Antarctic: the Emerging Environmental Commons Regime," Kunihiko Tatzuzawa, ed., *The Law of International Relations*, Maruzen, 1997, p.600
- (33) 池島大策『南極条約体制と国際法——領土、資源、環境をめぐる利害の調整——』(慶応出版会、二〇〇〇年)九十二頁。
- (34) 池島、同書、九十二頁。
- (35) かつての地雷は敵兵の完全殺を目的としたが、今日の地雷は敵兵の戦闘能力を欠く程度に傷害することを目的としている。なぜならば、障害を受けた兵を味方の兵は見捨てておくわけには行かず、当該傷者をつれて後方に引き返さなければならぬので、一人を傷害することによって二三名の敵兵を後退させることができるからである。それゆえに不必要な苦痛と残酷性を有する兵器となったのである。

- (36) Bin Cheng, *op. cit.*, in n. 11 above, p.367.
- (37) See Michael Byers and Georg Nolte, ed., *United States Hegemony and Foundations of International Law*, Cambridge, 2003.
- (38) L.C.Green, *op. cit.*, in n. 27 above, pp.168~169. Adam Roberts and Richard Guelff, *Documents on the Laws of War*, 3d., Oxford, 2001, p.105.
- (39) A.Roberts and R.Guelff, *ibid.*, p.573.
- (40) *Ibid.*, p.577.
- (41) 竹本正幸監訳『海上武力紛争法——サンレモ・マニュアル解説書——』（東信堂、一九九七年）二十六頁。
- (42) 竹本、同書、一四三—一四四頁。
- (43) A.Roberts and R.Guelff, *op. cit.*, in n. 38 above, p.591.
- (44) “Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-personnel Mines and on Their Destruction”(対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約／一九九九年発効)。
- (45) A.Roberts and R.Guelff, *op. cit.*, in n. 38 above, pp.649~650.
- (46) “Convention on Prohibitions or Restriction on the Use of Certain Conventional Weapons which may be deemed to be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects”(過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約／一九八三年発効)。
- (47) “Amended Protocol on Prohibitions or Restrictions on the Use of Mines, Booby-Traps and Other Devices”(地雷、ブーヨー・トラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書)。A.Roberts and R.Guelff, *op. cit.*, in n. 38 above, pp.536~560.
- (48) 拙稿「多数国間条約としての宇宙基地協定に関する一考察——国際法と国内法との関係性に関する問題をめぐって——」平成国際大学『平成法政研究』第一巻第一号（一九九六年）所収、二二—三三八頁参照。拙稿「宇宙開発制度利用研究におけるスペース・ブレーション研究の意義」宇宙開発利用制度研究会『SOLAPUS』第十八号（一九九二年）所収、参考。